

# 静岡市児童館 入館の拒否又は退館の措置に係る基準（案）

【●●●●（令和●●）年●●月●●日策定】

## 1 根拠法令等及び条項

静岡市児童館条例第6条

## 2 法令の定め

【静岡市児童館条例第6条】

（入館の制限）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることが出来る。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 児童館の管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、不相当と認めるとき。

## 3 処分基準

- ① 静岡市児童館（以下、「児童館」という。）の施設等上の事由により利用ができなくなったとき。
- ② 児童館が管理する資料、器物又は施設を意図的に損傷させたことが認められたとき、又はそのおそれがあるとき。
- ③ 児童館の敷地及び施設内において、騒音、大声、暴力等他人に迷惑、危害を及ぼす行為をしたとき、又はそのおそれのあるもの（火器・火薬類や刃物等危険物など）を持ち込み若しくは使用したとき。
- ④ 敷地内で飲酒・喫煙をした場合。又は明らかな酒気帯び状態で、周囲に迷惑、危害を及ぼす可能性が高いと職員が判断したとき。
- ⑤ 感染拡大の恐れのある感染症等を患していることが明らかなき。又は明らかに患の疑いがあるとき。
- ⑥ 重大な災害が発生したとき、又は重大な災害が発生するおそれがあるとき若しくは大規模地震の注意（南海トラフ地震に関連する情報やそれに準ずる情報）が発表されたとき。
- ⑦ 営利活動や政治活動など、児童館の設置目的に合致しない場合、または明らかに利用対象者でないと判断できるとき。
- ⑧ 職員の指示に従わなかったとき。
- ⑨ その他、入館者の遵守事項に違反している場合等で、管理上必要があると認めるとき。

## 4 附則

この基準は●●●●（令和●●）年●●月●●日から施行する。